

第1号通所事業 重要事項説明書

＜ 令和 6年 6月 1日現在 ＞

- 1 事業者の概要
- 2 施設の概要
- 3 居室・主たる設備の状況
- 4 事業の目的と運営方針
- 5 職員体制
- 6 利用料金について
- 7 苦情の受付について
- 8 事故発生時の対応について
- 9 非常災害対策
- 10 契約の終了について
- 11 秘密保持について
- 12 通所介護計画の作成
- 13 衛生管理について
- 14 虐待の禁止について
- 15 身体拘束について
- 16 当施設ご利用に当たっての留意事項

介護サービスセンターひない デイサービス

1. 事業者の概要

設置者	社会福祉法人 比内ふくし会
代表者	理事長 佐藤 剛
所在地	秋田県大館市比内町新館字真館21-6
法人設立年月日	平成2年6月4日
電話番号	0186-55-0680
FAX番号	0186-59-0680

2. 施設の概要

施設名称	介護サービスセンターひない デイサービス
指定事業者番号	05A0400054
定員	1日 20名
所在地	秋田県大館市比内町新館字館下79-1
開設年月日	令和2年5月1日
施設管理者	近藤 卓
電話番号	TEL 0186-55-3100 FAX 0186-55-1231
営業日	毎週月曜日～金曜日
定休日	毎週土、日曜日、年末年始
営業時間	午前10時00分～午後15時00分
通常の実施地域	大館市内（田代地区、釈迦内以北を除く）

3. 居室・主たる設備の状況

種類	室数・個数	面積	種類	室数・個数	面積
一般浴室	2室	80.6㎡	機能回復訓練室	1室	79.6㎡
特殊浴室	1室	33.6㎡	兼食堂		
脱衣室	2室	38.4㎡	相談室	1室	4.7㎡
静養室	1室	7.8㎡	送迎車両	6台リフトバス5台,リフト軽1台	

4. 事業の目的と運営方針

(1) 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(2) 運営方針

介護保険法並びに関係する厚生省令告示の趣旨に則り、利用者に「思いやりの心」でサービスの提供に努めます。

5. 職員体制

- ①管理者 1名
- ②生活相談員 1名以上
- ③介護職員 2名以上
- ④看護職員 1名以上
- ⑤機能訓練指導員 1名以上

6. 利用料金について（厚生労働大臣が定める基準により1割～3割負担）

第1号通所事業（通所型サービス）

自己負担分

基本部分

1月当たり	要支援1・事業対象者	1,798円	1週当たりの標準的な回数を定める場合
	要支援2・事業対象者	3,621円	

加算減算

若年性認知症利用者受入加算	240円
科学的介護推進体制加算	40円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位×90/1,000
同一建物に居住又は同一建物から	-94円、-376円又は-752円
事業所が送迎を行わない場合	-47円

支払方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

1. 口座振替
2. 銀行振込（期日までに利用者の方がお振込みいただきます。手数料は利用者負担となります）

7. 苦情の受付について

常設相談窓口

秋田県大館市比内町新館字館下79-1 介護サービスセンターひなひ デイサービス 0186-55-3100 受付担当者 近藤 卓 解決責任者 畠山 幸子

第3者委員 長田 由美子 山本 昇

秋田県大館市字中城20番地 大館市役所 長寿課介護保険係 電話 0186-43-7055
--

秋田県秋田市山王4丁目2番3号 秋田県国民健康保険団体連合会 電話 018-883-1550
--

※事業所玄関ホールに「苦情処理受付箱」設置。

8. 事故発生時の対応について

緊急時対応等	利用者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは医療機関に連絡し適切な措置を講ずると同時に家族、支援事業者等への連絡を徹底します。又、事故防止には万全を期していますが、事故が生じた際には原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。尚、記録は5年間保存します。
損害賠償	当施設の責任により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

9. 非常災害対策

第1号通所通所事業の提供中に天災・災害が発生した場合、速やかに利用者の避難等の措置を講じます。また、日常的に具体的な避難経路及び対処方法、協力機関等との連携方法を確認し、定期的に避難訓練を実施します。

10. 契約の終了について

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書で1週間の予告期間をもってお申し出下されば、解約できます。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
 - 利用料金の支払が正当な理由なく納期限から1ヵ月以上遅延し、催告後7日以内に支払がない場合。
 - 利用者又は家族が、サービス事業者や従業者又は当施設の利用者に対し利用継続し難いほどの背信行為を行なった場合。
- (3) 自動的に終了する場合
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 利用者がお亡くなりになられた場合

11. 秘密保持について

- (1) 守秘義務
当事業所がサービス提供をするうえで知り得た、利用者に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) その他
利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いませ
ん。

1 2. 第1号通所事業計画の作成

(1) 計画書の作成

第1号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、第1号通所事業計画書を作成いたします。

(2) 計画書の説明と同意

計画書の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の説明と同意をいただきます。

1 3. 衛生管理について

(1) 食中毒等の予防

利用者の使用する食器や飲料に供する水について衛生的な管理に努め、事業所内において食中毒が発生し、まん延しないように、その予防、まん延防止のための指針を整備し、職員への研修を定期的に開催するなど、適切な対応に努めます。

1 4. 虐待の禁止

(1) 身体的・精神的虐待の禁止

職員は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為は行ないません。

- ①殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為
- ②強引に引きずるようにして連れて行く行為
- ③食事を与えないこと
- ④利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- ⑤乱暴な言葉使いや、利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- ⑥利用を中止させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- ⑦性的な嫌がらせをすること
- ⑧当該利用者を無視すること

1 5. 身体的拘束等

(1) 身体拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行ないません。身体的拘束等を行なう場合には、家族から同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて行なうことができるものとし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

16. 当施設ご利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用に当たって不可抗力的に生じた損害、事故の補償については利用者・事業者の双方で協議させていただきます。
- (2) 事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用いただき、これに反した利用により、破損が生じた場合は、賠償していただくものとします。
- (3) 感染症・伝染性の病気等、他の利用者に重大な影響を及ぼすことが明らかな場合は、利用を中止させていただきます。疑いが認められる場合は、医師の許可がでるまで、もしくは、当事業所の判断で一時利用を中止していただくこともあります。
- (4) 当事業所看護師から病院受診を勧められた場合は、是非受診へのご協力をお願いいたします。
- (5) 喫煙及び飲酒は、指定された場所以外では遠慮させていただきます。